

令和7年6月13日
観光戦略課

企画提案競技参加希望者 各位

秋田県観光DMPを活用した観光地域づくりレベルアップ事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問・回答

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
1	【資料2】仕様書	3 委託内容 (1)DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	データサイエンティスト検定などの資格保有者は再委託事業者より割り当てられることも可能か。それとも、資格保有者が(共同企業体含む)提案者に属していることが必須か。	資格保有者が(共同企業体含む)提案者に属していることを必須とする。再委託に関しては「【参考2】業務委託契約書(案)」に記載のとおり、県が認めたものを除き原則として禁止しているため。
2	【様式3】団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績【添付資料】	定款又は規約の写し	弊社の親会社の内規により、法人定款の外部提出が不可と定められており提出できない。会社案内及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)で代替可能か。	やむを得ない場合に限り、会社案内及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)で代替可能とする。
3	【資料2】仕様書	3委託内容 (2)データ分析手法	東北観光DMPの利用料(39,600円)は税込か。	消費税込みの利用料である。
4	【資料2】仕様書	3 委託内容(1)DMO等の課題設定…(3点目)	「DMO等の求めに応じて、観光戦略の立案や観光客等の受入態勢整備の前段階である課題設定から伴走支援する」との記載について、各DMOが現時点で把握している主な課題、または『別紙3 秋田県観光振興ビジョン』の各種取組結果から抽出された課題の事前共有は可能か。	各者の課題設定から伴走支援する仕様であることから、具体的な課題の事前共有はしないこととする。 なお、【資料3】企画提案競技審査基準の3 事業の実現性で示しているとおり、データ分析の背景知識のない者を課題設定からサポートする方法について審査することから、その点に留意して提案いただきたい。

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
5	【資料2】仕様書	(観光DMP運用に関する記載)	観光DMPのアカウント運用について、1つのアカウントで複数名が同時にログインすることは許容されるか。	【資料2】別紙2「東北観光DMP使用ルール等」に記載のあるとおり、1アカウントにつき1名がログインするものとする。
6	【資料2】仕様書	3 委託内容 (5) 県事業へのサポート及び観光DMPへの提言	「報告のみ対面、それ以外は原則オンライン」とあるが、課題ヒアリング等を円滑に実施する観点から、必要に応じて県庁や関係先へ訪問して打合せを行うことは可能か。また、県として想定する訪問回数や適切なタイミングの目安はあるか。	訪問の打合せも可能である。また、訪問頻度については発注者である県に対しては2月に1回程度、DMO等に対しては月に1回程度と想定しているが、具体的な回数については、契約後の事業進捗を踏まえ、協議の上決めることとする。
7	【資料2】仕様書	3 委託内容 (6) 事業の報告	「県からの事業進捗等に関する問い合わせや庁内向け資料作成には随時応じること」とあるが、想定する問い合わせの頻度および連絡方法(対面・オンライン会議・チャットツール等)はあるか。	想定する問い合わせの頻度は事業進捗にもよるが、多くとも週2回程度と想定しており、少なければ月に1回程度と考えている。連絡方法については、受託者側で設定するスラック等のチャットツールが望ましいが、そのほかにはGoogle Meet、電話、メールを想定している。
8	【資料2】仕様書	3 委託内容 (2) データ分析手法の作成	「専門知識を有さない者」について、(一社)データサイエンティスト協会スキル定義における「一般の人」を対象と理解してよいか。また、データ分析ツール活用を想定する場合、秋田犬ツーリズム、秋田県観光連盟で導入済みのツール種別(例:Excel、Tableau)と利用状況は共有可能か。 ※ (https://www.datascientist.or.jp/common/docs/10thsymp_skill.pdf) P6記載スキルレベル	「専門知識を有さない者」については、(一社)データサイエンティスト協会スキル定義における「一般の人」のような者を指すという認識で差し支えない。また、データ分析ツール種別に関しては、両者ともエクセルのみを扱っている。
9	【資料2】仕様書	3 委託内容 (2) データ分析手法の作成	秋田県観光DMPを活用した分析手法の作成となるが公平性の観点から、公募申請者に対して、デモアカウントの付与はされる予定はあるか。	デモアカウントの付与の予定はない。なお、指摘いただいた観点から、公平を期すため、本審査にあたっては現行観光DMPの理解度は審査基準に含めないものとしている(【資料3】企画提案競技審査基準参照)。
10	【資料2】仕様書	(2) データ分析手法の作成	秋田県観光DMP事業への参加の宿泊事業者の数はどの程度を想定されてますか。	秋田県観光DMP参加宿泊事業者については、施設数で98施設を想定している。

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
11	【資料2】仕様書	(1) DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	対象者は以下2つのDMOとなり、DMOに参加する宿泊事業者や小売事業社交通事業社などの民間事業者は対象外ということか ・地域連携DMO 一般社団法人秋田犬ツーリズム (所管地域: 大館市、北秋田市、上小阿仁村、小坂町) ・地域連携DMO 一般社団法人秋田県観光連盟(所管地域: 全県)	直接的には指摘されたような民間事業者は対象外であるが、DMO等は観光にかかるエリアマーケティングも所掌していることから、課題設定等の段階で間接的に民間事業者ともやりとりが生じる場合もあると想定している。 なお、「仕様書3委託内容(5)県事業へのサポート及び観光DMPへの提言」に記載のとおり、質問に記載の2つのDMOと同様に県が行うインバウンド誘客の取組等にも伴走支援を行うことを留意されたい。
12	【資料2】仕様書	3 委託内容 (2) データ分析手法の作成	秋田犬ツーリズム、秋田県観光連盟が導入済みのAIツールはあるか。	地域連携DMO 一般社団法人秋田犬ツーリズムではChatGPTを使用しており、地域連携DMO 一般社団法人秋田県観光連盟では、特に導入しているAIツールはない。なお、県ではGoogleGeminiを使用している。
13	【資料2】仕様書	3 委託内容 (2) データ分析手法の作成	東北観光DMP利用料の39,600円は、本事業の期間で39,600円でしょうか。月額ではないか確認したい。	東北観光DMP利用料は、本事業の契約期間で39,600円であり、月額ではない。
14	【様式6】共同企業体協定書	構成員の出資割合	出資割合は共同企業体ごとの請求の割合と同じでしょうか。	出資割合と請求割合に相関はなく、共同企業体との委託契約にかかる支払いについては【様式6】共同企業体協定書に記載された口座に一括して振り込むものとする。
15	【資料2】仕様書	3 委託内容(1)DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	伴走支援の頻度はどの程度を想定しているか。	事業の進捗やDMO等の求めによって支援の頻度の多少は変動すると想定しているが、平均して週に1回以上はDMO等とオンライン・オフラインを問わず打ち合わせて、支援するものと考えている。
16	【資料2】仕様書	3 委託内容(1)DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	スキームに分けてノウハウを持った人材を使い分けることは可能か。	可能である。ただし、スキームごとに担当者(受託者側)を変える場合においても円滑にDMO等を支援できるよう、担当者間で適切に情報を共有されるよう留意されたい。

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
17	【資料2】仕様書	3 委託内容(1)DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	支援対象者との打合せはオンラインを前提として良いか、もしくは対面の実施も想定しているか。	基本的にはオンライン前提と考えて良いが、契約期間中3回程度は対面での支援も検討されたい。例えばDMO等の伴走支援を進める中で、受託者も現場同行する等した方が効果的に支援できると判断された場合など。
18	【資料2】仕様書	3 委託内容(1)DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援	支援対象である2つのDMO(秋田犬ツーリズム・秋田県観光連盟)に対して、支援の内容や比重に違いはあるか。	事業の進捗次第では支援内容や比重に違いが出ることも想定されるが、現段階では違いはない。なお、「仕様書3委託内容(5)県事業へのサポート及び観光DMPへの提言」に記載のとおり、質問に記載の2つのDMOと同様に県が行うインバウンド誘客の取組等にも伴走支援を行うことを留意されたい。
19	【資料2】仕様書	3 委託内容(2)データ分析手法の作成 9 企画提案書等の提出②見積書	東北DMPの利用料(39,600円)は委託料に含めて見積もるべきか。	東北DMPの利用料(39,600円)を委託料に含めて見積もりされたい。
20	【資料1】企画提案競技実施要領	9 企画提案書等の提出	提案書の作成について枚数に制限はあるか。	提案書の枚数に制限はない。